

災害発生時の 危機管理

<命を守る>

1 「避難情報（警戒レベル）」と「防災気象情報」

浜松市からは、市民に早めの避難等呼びかけるために避難情報が発令される。気象庁等からは、「警戒レベル相当」として防災気象情報が発表される。

浜松市から発令される警戒レベルと避難情報		気象庁等から発表される警戒レベル相当の気象情報（例）		
5	緊急安全確保	5相当	大雨特別警報	氾濫発生情報
4	避難指示	4相当	土砂災害警戒情報	氾濫危険情報
3	高齢者等避難	3相当	大雨警報 洪水警報	氾濫警戒情報

【参考資料】気象庁「段階的に発表される防災気象情報と対応する行動」

5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報		相当する警戒レベル		
5	命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いままいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	大雨特別警報	幸々勿ル (危険度分布)	氾濫発生情報	5相当	
<警戒レベル4までに必ず避難！>							
4	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	土砂災害警戒情報	高潮警報	高潮特別警報	極めて危険 非常危険 氾濫危険情報	4相当
3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、首段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	大雨警報 洪水警報	※1 高潮警報に切り替える可能性が高い 注意報	警戒 (警報級)	氾濫警戒情報	3相当
2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置)	大雨警報に切り替える可能性が高い 注意報 大雨注意報 洪水注意報	高潮注意報	注意 (注意報級)	氾濫注意情報	2相当
1	災害への心構えを高める	・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認	早期 注意情報 (警報級の可能性)				

「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）に基づき気象庁において作成

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が低い注意報は、警戒レベル3（高齢者等避難）に相当します。
 ※2 「極めて危険」（濃い紫）が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用することが考えられます。

対処基準

(1) 地震災害編

地震に関する情報

■ 緊急地震速報

携帯電話やスマートフォン、テレビ、ラジオ
避難所に設置された同報無線 等

最大震度5弱以上が予測される場合、強い揺れが始まる数秒～数10秒前に発信

■ 浜松市「防災ホッとメール」

観測された区ごとの震度、発生規模、震源の深さ等の発信

■ 浜松市防災マップ



南海トラフ巨大地震レベル2で想定される震度分布図、緊急避難場所の確認

■ 静岡地方気象台 防災気象情報ポータル



地震速報、震源・震度に関する情報

■ 災害伝言ダイヤル・・・震度6弱以上の地震等、大きな災害が発生したときに開設されるNTTの災害伝言サービス

伝言の録音方法

1 7 1 にダイヤル

↓ がタンスが流れます

録音の場合 1

↓ がタンスが流れます

被災地の人の電話番号
(XXX)-XXX-XXXX

伝言の再生方法

1 7 1 にダイヤル

↓ がタンスが流れます

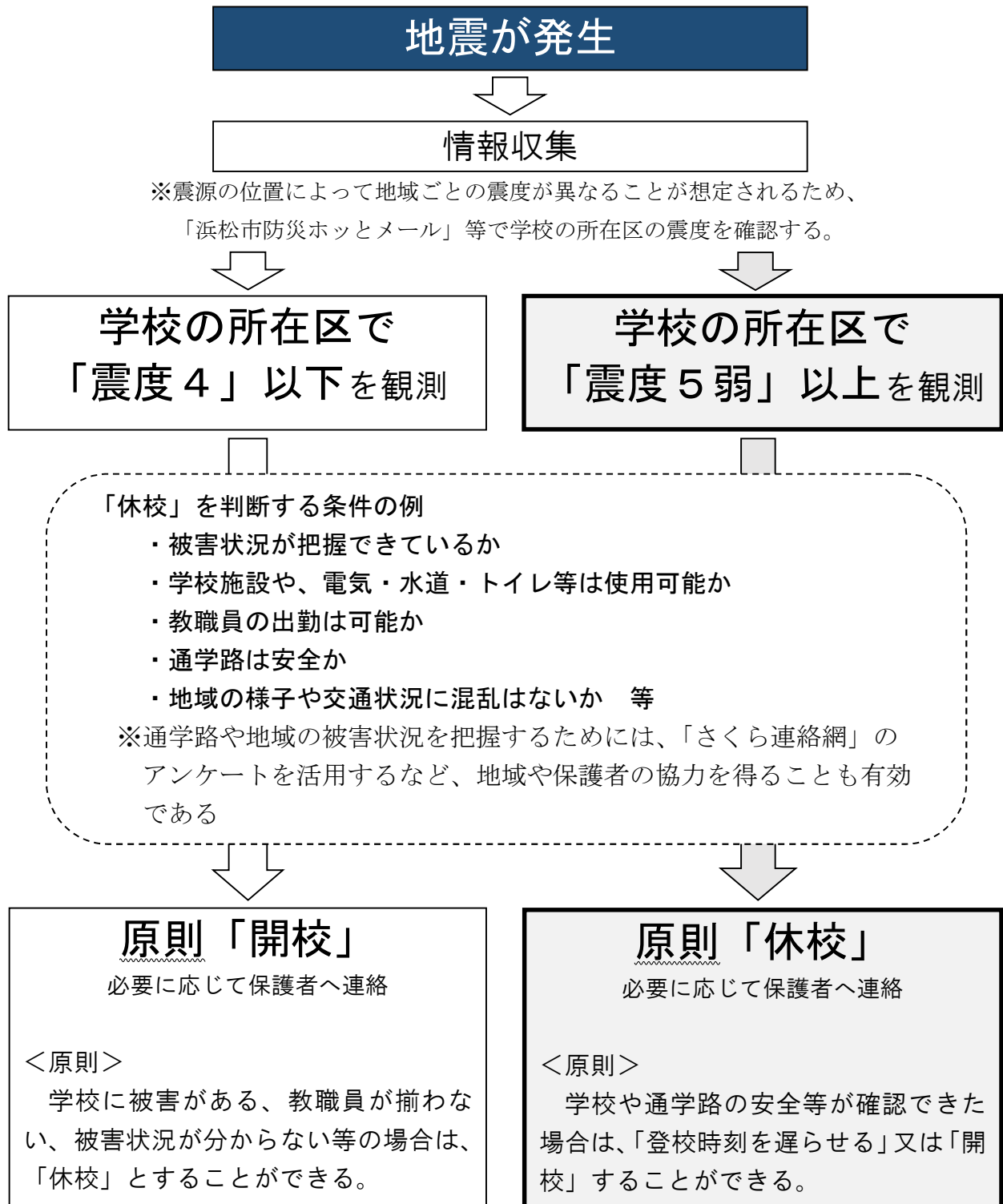
再生の場合 2

↓ がタンスが流れます

被災地の人の電話番号
(XXX)-XXX-XXXX

■地震発生に伴う学校の対処

(1) 登校前

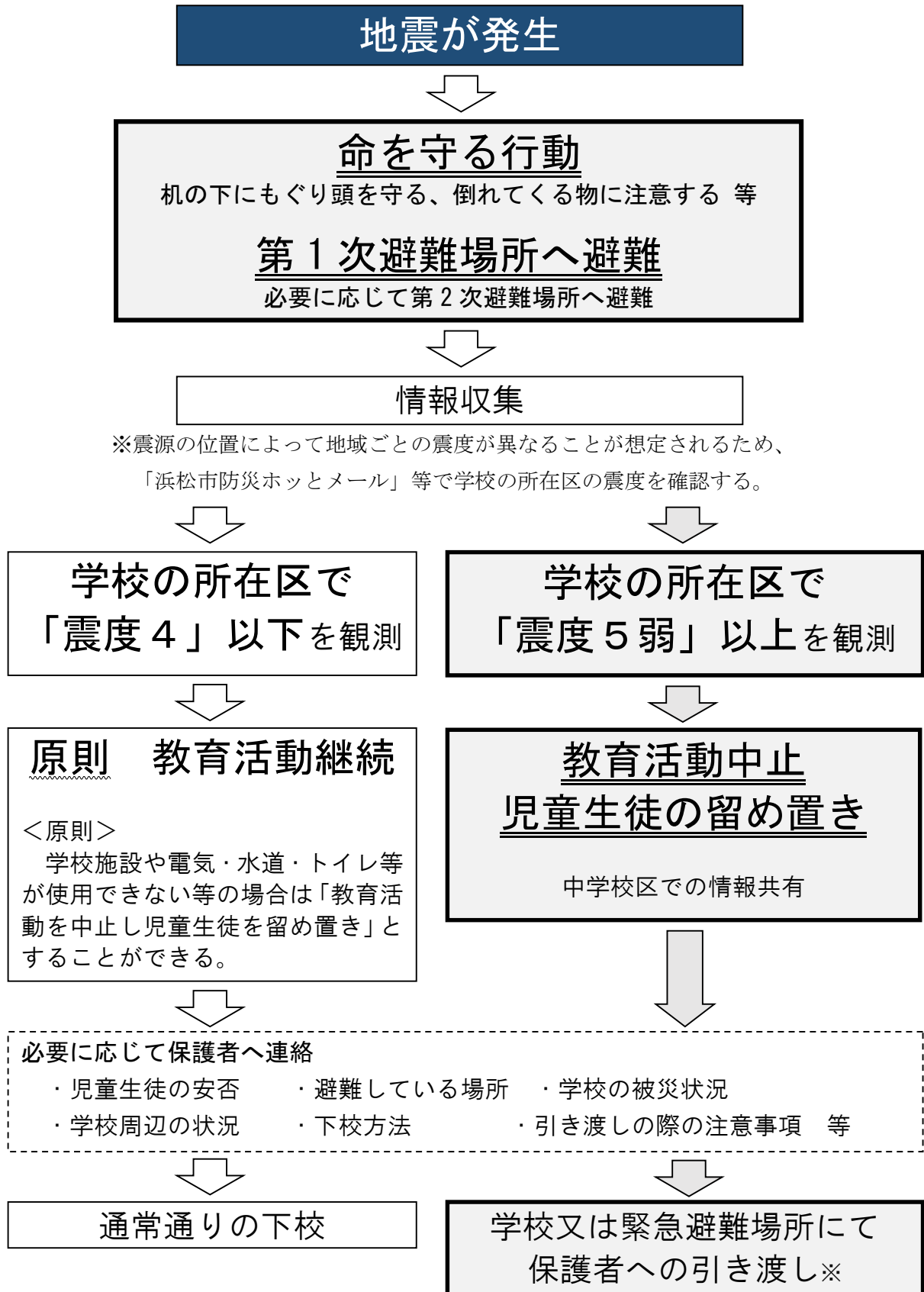


※できる限り中学校区で対応を統一できるよう検討する。

※「休校」の判断後に登校してきた児童生徒がいる場合は、学校に留め置いた上で保護者と連絡を取り、学校で引き渡しをする。

※教育委員会は、必要に応じて学校（校長会）と学校運営について検討する。

(2) 在校中（登下校中、夕方や休日の部活動中も含む）



※地震災害の場合は、学校で児童生徒の安全を確保し、確実に保護者に引き渡すことが望ましいが、通学路や地域の安全が確認できている場合であれば、集団下校等とすることができる。

対応基準

(2) 南海トラフ地震編

1 南海トラフ地震とは

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」という。この南海トラフ沿いのプレート境界を震源とする大規模な地震が「南海トラフ地震」である。南海トラフ地震は、おおむね 100～150 年間隔で繰り返し発生しているが、その発生間隔には、ばらつきがあり、震源域の広がり方には多様性があることが知られている。

昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから 70 年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大規模地震の切迫性が高まってきている。

2 「南海トラフ地震臨時情報」が発表される条件

(発表条件)



南海トラフ地震 臨時情報

キーワード

調査中

巨大地震警戒

巨大地震注意

調査終了

- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

- 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

- 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合

- 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合

- 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合

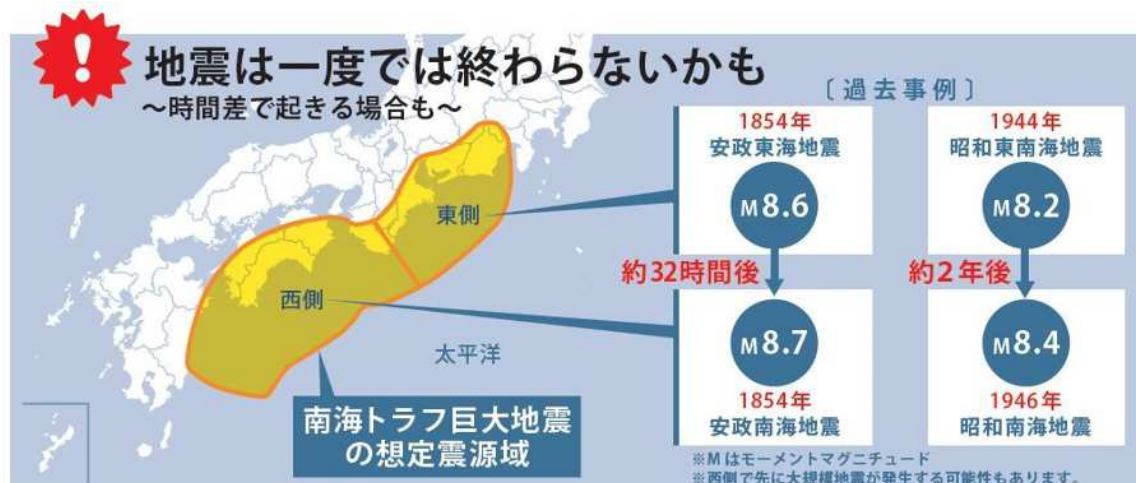
- ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合

- 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合



南海トラフ地震 関連解説情報

- 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合
- 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）



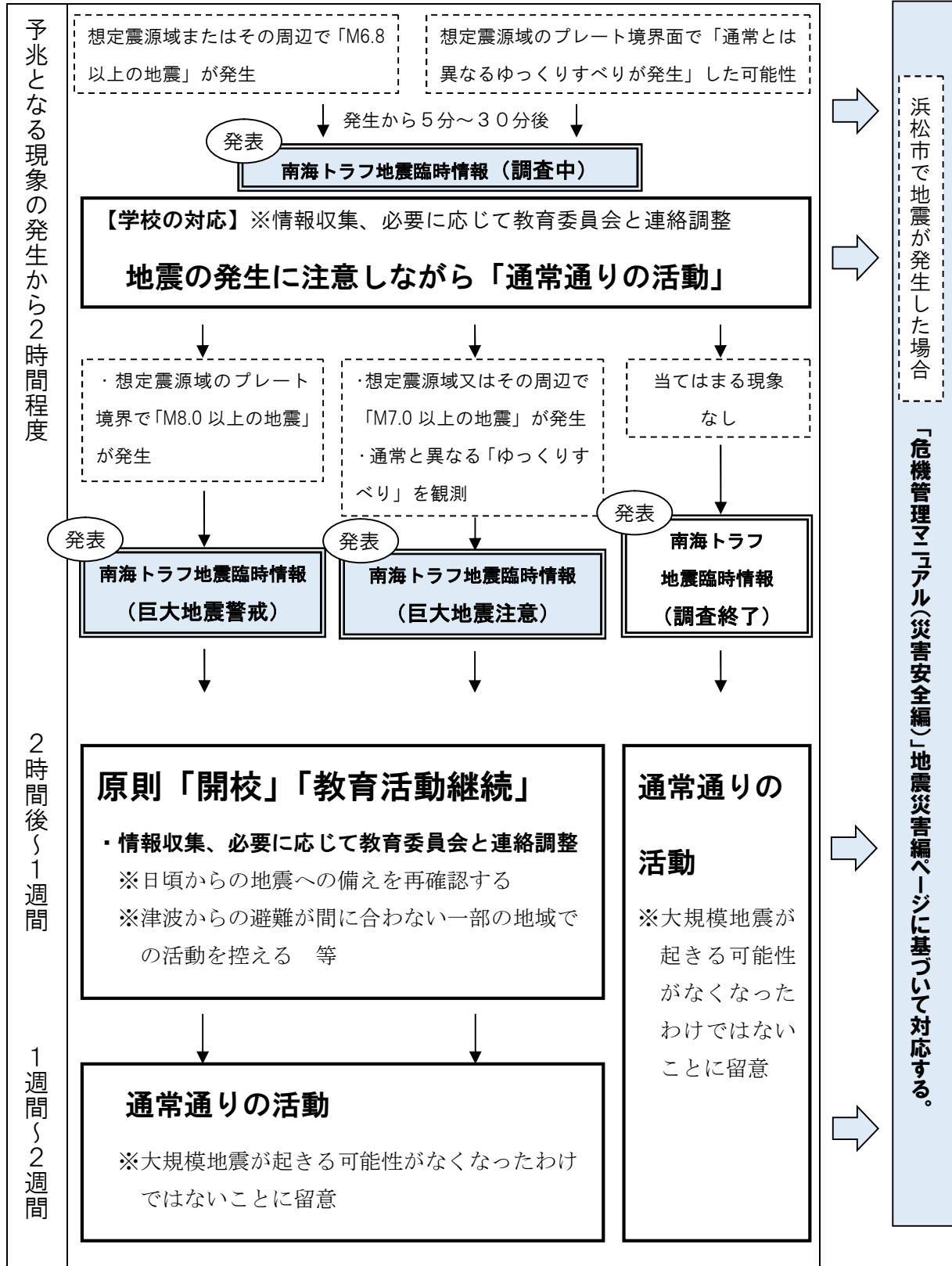
<気象庁リーフレット「南海トラフ地震 ―その時の備え―」より抜粋>

■ 「南海トラフ地震臨時情報」 発表に伴う学校の対応

南海トラフ地震に関する情報は、[気象庁「南海トラフに関する情報発表ページ」](#)やテレビ、ラジオ等から確認する。



学校の対応



対処基準

(3) 津波災害編

津波に関する情報

■津波に関する情報

携帯電話、防災ホットメール、同報無線、テレビ、ラジオ 等

津波注意報、津波警報、大津波警報の発令、沿岸部の地域への注意喚起

■浜松市「津波浸水深マップ」





静岡県第4次地震被害想定レベル2における「防潮堤あり・なし」の津波想定浸水域を地図上で確認することができる。

■静岡地方気象台 防災気象情報ポータル

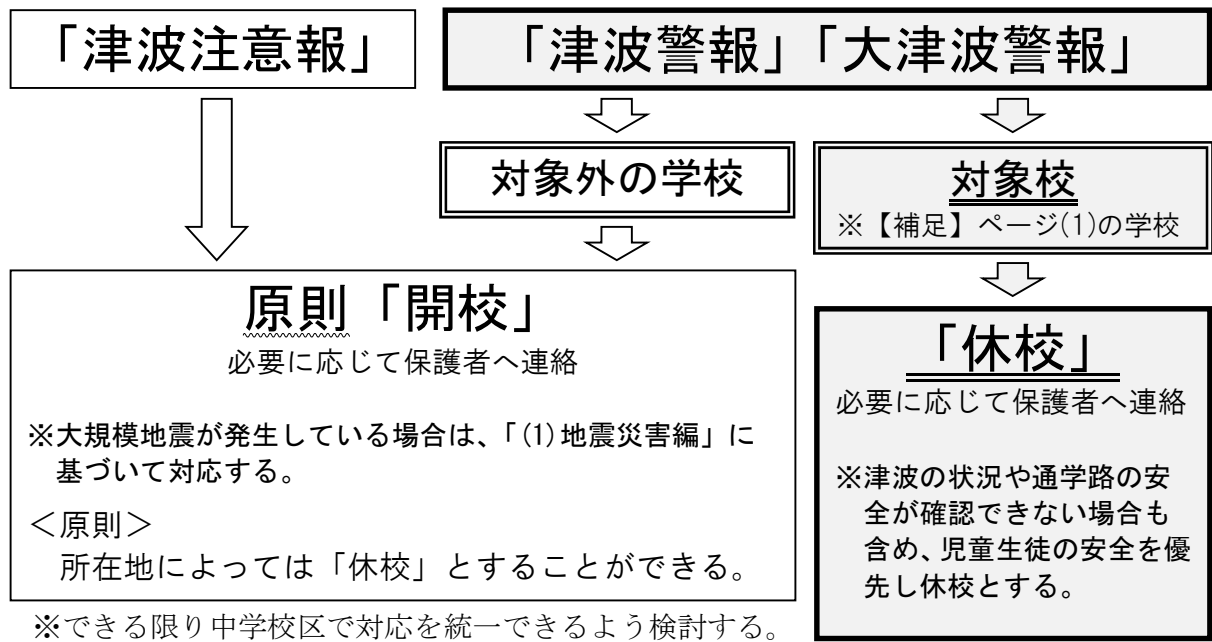


津波警報・津波注意報等に関する情報

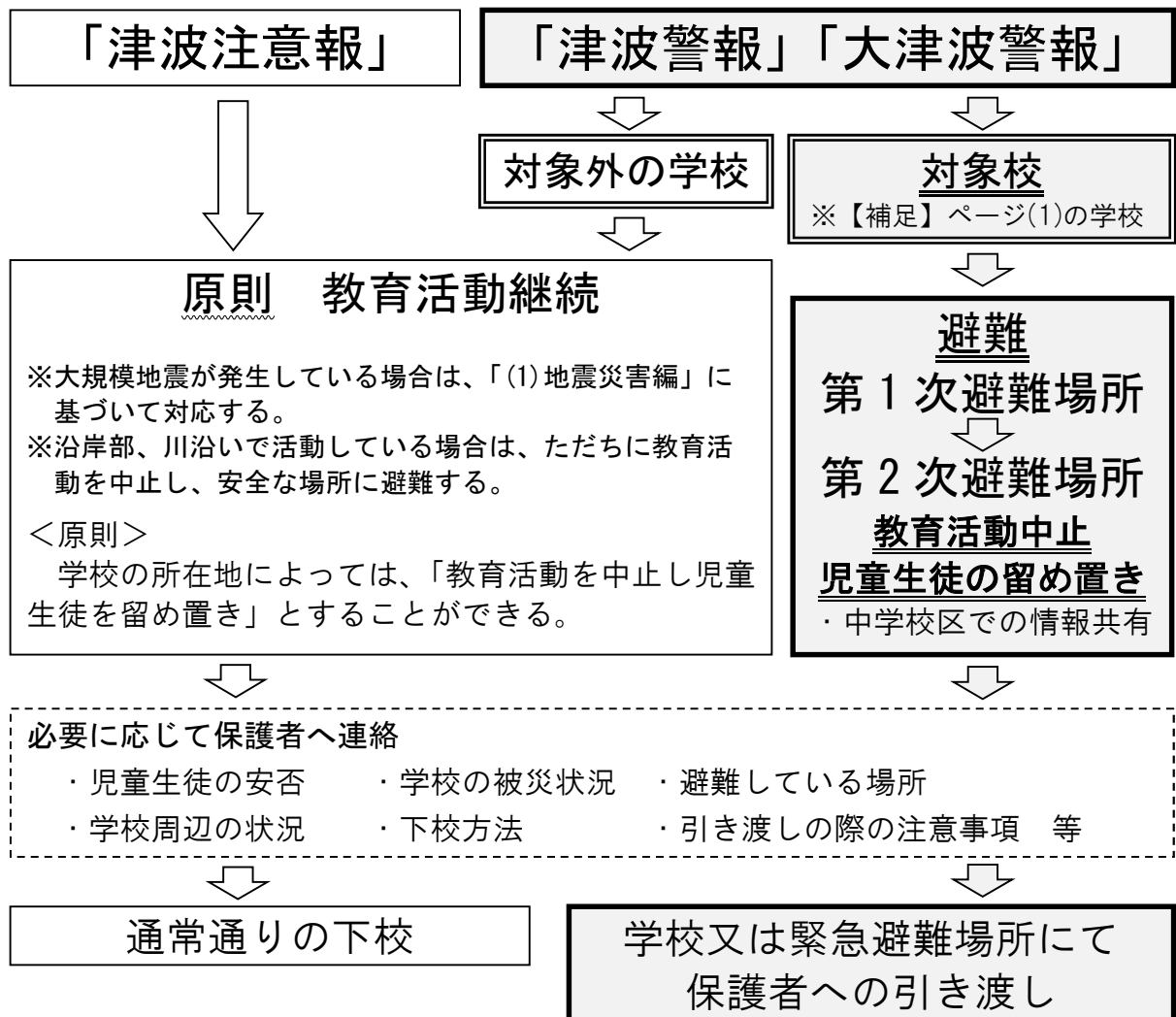
種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m以上	巨大	<ul style="list-style-type: none"> 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		5mから10m		
		3mから5m		
		 3秒吹鳴らし 2秒休止 ×9回		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1mから3m	高い	<ul style="list-style-type: none"> 標高の低いところでは津波が遅い浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2mから1m	表記しない	<ul style="list-style-type: none"> 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。
		 10秒吹鳴らし 2秒休止 ×9回		

■ 「津波警報」等の発表に伴う学校の対処

(1) 登校前



(2) 在校中



【補足】

1 対象校

「浜松市津波避難計画（令和元年6月）」に示された「安政東海地震における推定津波浸水域」と「静岡県第4次地震被害想定に基づく南海トラフ巨大地震（レベル2）の津波想定区域」を合わせた避難対象地区に所在する学校を対象校とする。

（1）避難対象地区に所在する学校

対象校は、浜松市「津波浸水深マップ」をとおして、自校の学区や敷地内の浸水想定域、浸水深を確認する。

※下線は、学校敷地内に浸水するおそれがある学校

中学校区	中学校	小学校（幼稚園）	中学校区	中学校	小学校（幼稚園）
舞 阪	舞阪	舞阪（舞阪）	江 南	江南	砂丘 南の星（南の星）
雄 踏	雄踏	雄踏	篠 原	篠原	篠原
入 野	入野	入野 西都台 大平台	庄 内	庄内	庄内 村櫛（北庄内）（村櫛）
東 部	東部	相生	神久呂	神久呂	神久呂（神久呂）
西 部	西部	県居	南 陽	南陽	芳川 芳川北（芳川）
南 部	南部	白脇（白脇）	東 陽	東陽	芳川 河輪（芳川）
富 塚	富塚	富塚 富塚西	可 美	可美	可美（可美）
江 西	江西	浅間	新 津	新津	新津 砂丘
湖 東	湖東	伊佐見 和地 （伊佐見）（和地）	細 江	細江	気賀 西気賀 伊目 （西気賀）（中央）（伊目）
三ヶ日	三ヶ日	三ヶ日西 三ヶ日東 尾奈 （大崎）（尾奈）	19 校区	19 校	30 校（15 園）

（2）備考

上記に記載されていない学校であっても、浸水域にある学校と同じ中学校区に所在していたり、隣接していたりする学校については、必要に応じて「津波災害編」と同様の対処を検討する。

対処基準

(4) 気象情報編 (大雨・台風等)

気象情報に関する情報

■ 浜松市防災ホッとメール

浜松市における最新の災害情報を発信 (警報・注意報、緊急避難場所の開設状況等)

■ 静岡地方気象台 防災気象情報ポータル



天気予報、発表されている警報・注意報、アメダス、降水ナウキャスト等

■ 気象庁「キキクル (雨雲の動き)」



1 時間後までの雨雲の動き、現在の危険度分布図 (浸水・土砂・洪水)
「線状降水帯の発生」「記録的短時間大雨情報」等の発表

■ サイポスレーダー (静岡県土木総合防災情報)



観測データ (河川の水位等)、気象情報

休校の基準となる気象情報

特別警報	【市内すべての学校】 <ul style="list-style-type: none">・ 暴風特別警報 ・ 大雨特別警報・ 大雪特別警報 ・ 暴風雪特別警報
警報	【遠州南・浜松市南部 (中央区、浜名区) に所在する学校】 <ul style="list-style-type: none">・ 暴風警報 ・ 暴風雪警報 ・ 大雪警報 【遠州北・浜松市北部 (天竜区) に所在する学校】 <ul style="list-style-type: none">・ 暴風警報 ・ 暴風雪警報 ・ 大雪警報・ 大雨警報 (土砂災害、浸水害、土砂災害・浸水害)・ 洪水警報

※学区が遠州灘沿岸又は浜名湖湖畔沿いに面する学校は、「高潮警報」「高潮特別警報」が発令された際には、登下校等の安全に十分注意する。

■大雨・台風等に係る気象情報の発表に伴う学校の対処

(1) 登校前

【前日まで】

翌日に暴風や大雨による影響が見込まれる場合

- ・ 中学校区で、休校や登校時刻の変更等の対応について確認
- ・ 予定されている行事や校外学習等の実施について検討
- ・ 状況に応じて、学校の運営予定や登下校時の安全確保等について保護者へ連絡

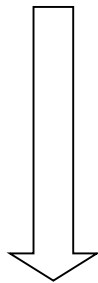
※市内全域に大きな影響があると見込まれた場合、教育委員会が全校もしくは一部地域の学校へ休校の措置を講じることがある。



当日の●時●●分の時点



学校の対象地区に
「警報」や「特別警報」
の発表なし



原則「開校」

必要に応じて保護者へ連絡

＜原則＞

警報等が発表されていない状況であっても、暴風雨や通学路の冠水、土砂災害の危険等が想定される場合は、「始業時刻を遅らせる」又は「休校」とすることができる。



遠州南・浜松市南部
(天竜区以外)の学校

＜警報＞
・ 暴風 ・ 大雪
・ 暴風雪

＜特別警報＞
・ 大雨 ・ 暴風
・ 大雪 ・ 暴風雪

遠州北・浜松市北部
(天竜区)の学校

＜警報＞
・ 大雨 ・ 洪水
・ 暴風 ・ 大雪
・ 暴風雪
＜特別警報＞
・ 大雨 ・ 暴風
・ 大雪 ・ 暴風雪

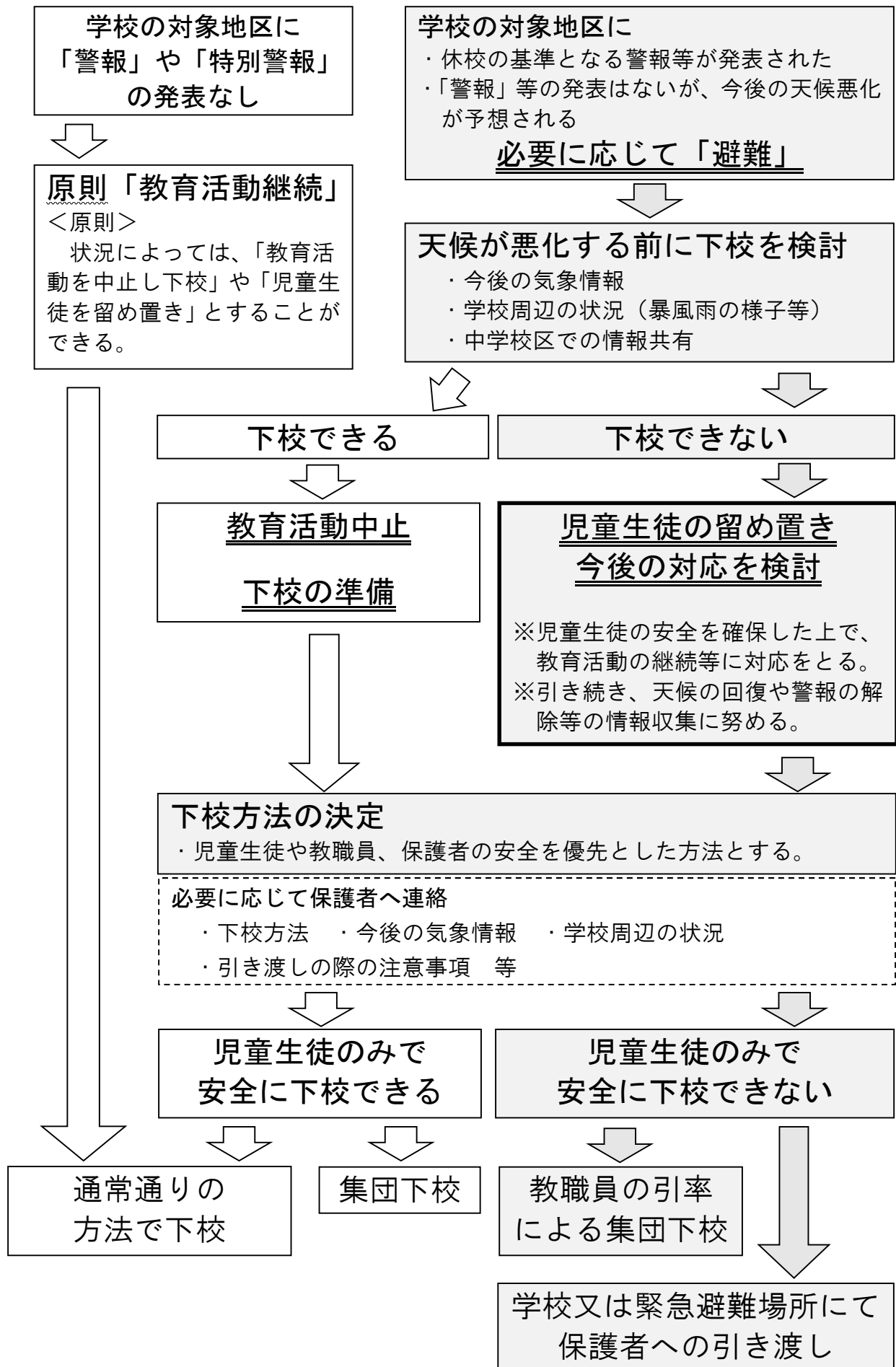


「休校」

必要に応じて保護者へ連絡

※できる限り中学校区で対応を統一できるよう検討する。

(2) 在校中



【参考資料】雷・竜巻に関する情報

発達した積乱雲がもたらす落雷や竜巻等の突風については、局地的な短時間の現象であり、場所と時間を特定した予測が困難である。

学校は、気象情報に注意し、天候の急変などの場合には、活動を中止して避難したり、計画を変更したりするなど、児童生徒の安全を確保する。

(1) 落雷・竜巻等突風の予兆



(2) 情報の収集

- ・「浜松市防災ホットメール」で「雷注意報」「竜巻注意情報」を受診
- ・「雷ナウキャスト」「竜巻発生確度ナウキャスト」で位置情報を確認



<QRコード：気象庁ナウキャスト>

(3) 避難行動の例

	予想される状況	避難行動の例
雷に関する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・雷注意報の発表 ・真っ黒い雲が近付き、周囲が急に暗くなる。 ・大粒の雨や雹が降り出す。 ・雷鳴、雷光を確認した。 ・近くに雷が落ちた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>速やかに建物の中に避難する。</u> ○<u>運動場、プール、屋外での校外学習等での活動は直ちに中止し避難する。</u> <p>※近くに避難する場所がない場合は、高い木から離れ、できるだけ姿勢を低くする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・雷が止む。 	<ul style="list-style-type: none"> ○雷鳴が止んでから20分程度は落雷の危険性があるため、安全な場所で待機する。

	予想される状況	避難行動の例
竜巻に関する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・竜巻注意情報の発表 ・漏斗状の雲が現れた。 ・ジェット機のような轟音が聞こえる。 ・耳に異常を感じるほどの気圧の変化を感じる。 ・竜巻等突風が接近している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>屋外にいる場合は、空の様子に注意し、早めに建物の中に避難する。</u> ○<u>屋内にいる場合は、窓やカーテンを閉め、窓からできるだけ離れた場所で身を守る。</u> <p>※テントや樹木等が倒壊したり飛ばされたりする可能性があるため、飛散物の接近にも注意する。</p>

対処基準

(5) 避難情報編 (I)

河川の氾濫

避難情報及び河川の氾濫に関する情報

■ 浜松市防災ホッとメール

浜松市における最新の災害情報を発信（避難情報、緊急避難場所の開設状況等）

■ 浜松市の避難情報に係る緊急速報通知

携帯電話・スマートフォン等

避難情報、緊急避難場所の開設状況等

■ 浜松市防災マップ



河川別のハザードマップによる洪水浸水想定区域や想定される浸水の深さ 等

■ 静岡地方気象台 防災気象情報ポータル



指定河川洪水予報、川の防災情報（水位等）等

■ 気象庁「キキクル（洪水）」



「キキクル（浸水）」



氾濫の危険がある河川、浸水の危険がある地域の確認

■ サイポスレーダー（静岡県土木総合防災情報）



洪水予報、水位到達情報、水位情報、ライブカメラ

■ 浜松市土木防災情報システム



河川ライブカメラ（安間川、馬込川、新川、芳川、高塚川、堀留川、堀留運河 等）

■ 天竜川のようにす



浜松河川国道事務所が管理している天竜川のカメラ画像

■ 同報無線、広報車

浜松市における最新の避難情報を発信

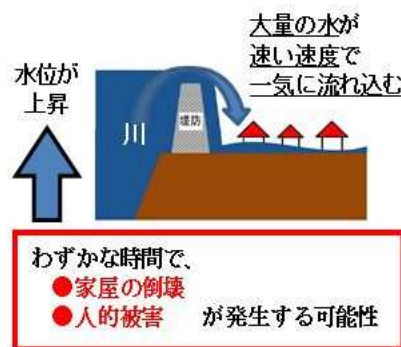
一避難情報編（I）一

河川の氾濫【A】外水氾濫系

外水氾濫とは？

川の水が堤防から溢れるまたは、川の堤防が破堤した場合に起こる洪水。

大量の流れの速い氾濫流が一気に市街地に流入し、短時間で居住地の浸水被害が起こるため、人的被害を伴う大きな災害になるおそれがある。



避難情報が発令される地区・町字名

水系	河川名	対象区	地区名（町字名）
天竜川水系	天竜川	中央区 浜名区（旧北区を除く） 天竜区	※天竜川氾濫に伴う避難情報は、区ごとに発令される。学校は、校区における天竜川の洪水浸水想定域（想定最大規模）及び浸水深を確認する。
	安間川	中央区	江東（名塚町）
			笠井、和田、長上、中ノ町、蒲、積志（大島町、中郡町）
		浜名区	飯田、芳川（石原町、金折町、西伝寺町、芳川町、本郷町、安松町）
	阿多古川	天竜区	天竜上阿多古（東藤平、西藤平大沢、西藤平白野、西藤平上落合、西藤平下落合）、天竜熊、天竜下阿多古
	二俣川		天竜光明、天竜二俣
	気田川		春野町（気田、犬居）、水窪町山住（門桁）、天竜竜川、天竜小川松間、天竜小川中島
水窪川	佐久間町（山香、城西）、水窪町（奥領家、地頭方）		
馬込川水系	馬込川	中央区	駅南、江東、江西、曳馬、アクト、北、中央、県居、城北、西
			長上、積志、蒲、和田
		浜名区	白脇、新津、飯田、芳川、可美
	芳川	浜名区	浜名、北浜、亀玉
都田川水系	都田川	浜名区	江東、駅南（北寺島町）、曳馬（茄子町、細島町）アクト（船越町、中央二丁目、中央三丁目）
	井伊谷川		蒲、長上（天王町、中田町、原島町）、和田（和田町）
	釣橋川		白脇、芳川、五島（西島町）、飯田（青屋町、三和町、渡瀬町）
都田川水系	都田川	浜名区	都田、細江、引佐（11、13、14、16区）
	井伊谷川		細江（8区、小野、下村、清水、呉石、上町、跡川、刑部、祝田、広岡、石岡）引佐（3～7区、13、14区、花平、伊平）
	釣橋川		三ヶ日（上神、下神、西町、西天、摩訶耶、岡本、東天、宇志、御菌、只木、鶴代）

■避難情報発令に伴う学校の対処（Ⅰ）河川の氾濫

【A】外水氾濫系

(1) 登校前

【前日まで】

河川の水位上昇につながる大雨の情報

- ・大雨が続いている
- ・線状降水帯の発生、記録的短時間大雨情報、前線の停滞、台風接近などの予報の発表

※中学校区で、休校や登校時刻の変更等の対応について確認
 ※予定されている行事や校外学習等の実施について検討
 ※状況に応じて、学校の運営予定や登下校時の安全確保等について保護者へ連絡

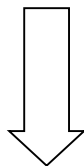
※市内全域に大きな影響があると見込まれた場合、教育委員会が全校もしくは一部地域の学校へ休校の措置を講じることがある。



当日の●時●●分の時点



学校の対象地区に
「避難情報」の発令なし



原則「開校」

必要に応じて保護者へ連絡

<原則>

避難情報が発令されていない状況であっても、通学路の冠水や土砂災害の危険等が想定される場合は、「始業時刻を遅らせる」又は「休校」とすることができる。



学校の対象地区に「避難情報」発令

- ・警戒レベル3「高齢者等避難」
- ・警戒レベル4「避難指示」
- ・警戒レベル5「緊急安全確保」



「休校」

必要に応じて保護者へ連絡

※できる限り中学校区で対応を統一できるよう検討する。

(2) 在校中

今後の大雨等への対処として、天候悪化前の下校等を検討する場合は、
「気象情報編(大雨・台風等)(2)在校中ページ」を参考とする



「ゲリラ豪雨」や「線状降水帯」等の発生
「大雨警報」や「記録的短時間大雨情報」等の発表

大雨により、河川の水位が上昇



学校の対象地区に「避難情報」発令

警戒レベル3 警戒レベル4 警戒レベル5
高齢者等避難 → 避難指示 → 緊急安全確保

必要に応じて「避難」または「安全確保」

【発令時の注意事項】

- ・雨の降り方や地域の冠水等の状況は、学校の所在地によって異なるため、児童生徒等の安全を最優先し、学校の実情に応じた判断・対処とする。また、関係する中学校・小学校・幼稚園で情報共有に努める。
- ・警戒レベル4「避難指示」、または警戒レベル5「緊急安全確保」の発令中は、下校時に危険が伴う。特に、学区に浸水想定区域を含む学校は、児童生徒を急いで下校させずに学校へ留め置き、今後の対応や保護者連絡等について検討を進める。



情報収集

- ※今後の雨量や河川の水位、避難情報等を把握する
例) 大雨が続き、警戒レベルが上がるのが予想される
- ※地域の冠水箇所や危険箇所等を把握する
例) 安全を優先して通学路を確認する、保護者等から情報を得る



【気象庁キキクル】
雨雲レーダー等の情報



【浜松市土木防災情報システム】
現在の河川の水位等の情報

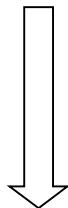
保護者へ連絡



下校できる



下校できない



教育活動を継続しながら情報収集
下校時刻であれば児童生徒の留め置き

保護者へ連絡



下校時刻、下校方法を決定

- ※教育活動を中止して下校時刻を早める場合は、帰宅できない児童生徒や迎えに来られない保護者に配慮し、該当児童生徒を留め置く等の対応をとる



状況の改善

- ※天候の回復、避難情報の解除、通学路の安全確認等

保護者へ連絡



通常通りの方法で下校



集団下校

- ※必要に応じて教職員の引率等



保護者への引き渡し

- ※通学路の状況や下校の時間帯など、児童生徒の安全に配慮する必要がある場合

【補足】

対象河川ごとの避難情報発令地区に所在する学校

※下線は、学校の敷地内に浸水想定区域を含む学校

※(町名)がある場合は、地区全体ではなく町単位にのみ避難情報が発令される。

※対象校は、浜松市「防災マップ」をとおして自校の敷地内や学区の浸水想定域や浸水深を確認する。

(1) 天竜川

※天竜川の氾濫に係る避難情報は、区ごとに発令される。

※白脇小(南区)、相生小(中区)は、中学校と所在する区が異なる。

区	中学校	小学校	幼稚園	区	中学校	小学校	幼稚園	
中央区(旧中区)	西部	<u>梶居</u> 、鴨江、西		中央区(旧南区)	東部	<u>飯田</u> 、 <u>相生</u> (中区)	<u>飯田</u>	
	南部	<u>竜禅寺</u> 、 <u>双葉</u> <u>白脇</u> (南区)	<u>白脇</u>		新津	<u>新津</u> 、 <u>砂丘</u>		
	中部	中部			可美	<u>可美</u>	<u>可美</u>	
	八幡	<u>東</u> 、 <u>船越</u>			江南	<u>砂丘</u> 、 <u>南の星</u>	<u>南の星</u>	
	曳馬	<u>曳馬</u> 、 <u>上島</u>			東陽	<u>河輪</u> 、 <u>芳川</u>		
	江西	<u>浅間</u> 、 <u>双葉</u>			南陽	<u>芳川</u> 、 <u>芳川北</u>	<u>芳川</u>	
	佐鳴台	<u>佐鳴台</u>			浜名	<u>浜名</u> 、 <u>内野</u>	<u>小松</u> 、 <u>平口</u> <u>内野</u>	
中央区(旧東区)	与進	<u>与進</u> 、 <u>与進北</u>	<u>与進</u>	浜名区(旧浜北区)	北浜	<u>北浜</u> 、 <u>北浜南</u> <u>伎倍</u>	<u>北浜南</u>	
	天竜	<u>和田</u> 、 <u>中ノ町</u> 、 <u>和田東</u>	<u>和田</u> <u>中ノ町</u>		浜北北部	<u>中瀬</u> 、 <u>赤佐</u>	<u>中瀬</u> 、 <u>上島</u> <u>赤佐</u> 、 <u>赤佐西</u>	
	笠井	<u>豊西</u> 、 <u>笠井</u>	<u>豊西</u> <u>笠井</u>		北浜東部	<u>北浜東</u> 、 <u>北浜北</u>	<u>北浜東</u> <u>北浜北</u> <u>北浜中央</u>	
	丸塚	<u>佐藤</u> 、 <u>蒲</u>			亀玉	<u>新原</u>	<u>新原</u>	
	積志	<u>積志</u> 、 <u>有玉</u>	<u>橋爪</u> <u>有玉</u>		天竜区	清竜	<u>二俣</u> 、 <u>下阿多古</u>	<u>二俣</u> <u>下阿多古</u>
	中郡	<u>大瀬</u> 、 <u>中郡</u>	<u>万斛</u>			光が丘	<u>光明</u> 、 <u>横山</u>	<u>光明</u> 、 <u>竜川</u>
中央区(旧西区)	入野	<u>入野</u>		佐久間	<u>佐久間</u> 浦川	<u>佐久間</u> 、 <u>浦川</u>		
	篠原	<u>篠原</u>						
	舞阪	<u>舞阪</u>	<u>舞阪</u>					

(2) 馬込川

区	発令地区	中学校	小学校	幼稚園
中央区	駅南地区	南部	竜禅寺、双葉	白脇
	江東地区	東部、丸塚、八幡	相生、佐藤、東	
	曳馬地区	曳馬、八幡	曳馬、上島、船越	
	アクト地区	八幡、中部	東、船越、中部	
	江西地区	江西	浅間、双葉	
	北地区	中部	中部	
	中央地区	中部	中部	
	県居地区	西部	県居	
	城北地区	北部、蛭塚	追分、城北、広沢	
	西地区	西部	鴨江、西	
	長上地区	与進、中郡	与進、与進北、大瀬	与進
	積志地区	積志、中郡	積志、有玉、中郡、大瀬	橋爪、有玉、万斛
	和田地区	天竜	和田、和田東	和田
	蒲地区	丸塚	蒲	
	飯田地区	東部	飯田	飯田
	芳川地区	南陽、東陽	芳川、芳川北	芳川
	白脇地区	南部、江南、東部	白脇、竜禅寺、砂丘、相生	白脇
新津地区	新津	新津、砂丘		
可美地区	可美	可美	可美	
浜名区	北浜地区	北浜、北浜東部	北浜南、伎倍、北浜、北浜東、北浜北	北浜南、北浜東、北浜北、北浜中央
	浜名地区	浜名	浜名、内野	小松、平口、内野
	鹿玉地区	鹿玉	新原、鹿玉	宮口、新原

(3) 安間川

※(町名)がある場合は、地区全体ではなく、町単位にのみ避難情報が発令される。

区	発令地区	中学校	小学校	幼稚園
中央区	江東地区(名塚町)	東部	相生	
	長上地区	与進、中郡	与進、与進北、大瀬	与進
	積志地区(大島町、中郡町)	中郡	中郡、大瀬	橋爪、万斛
	和田地区	天竜	和田、和田東	和田
	中ノ町地区	天竜	中ノ町	中ノ町
	蒲地区	丸塚	蒲	
	笠井地区	笠井	笠井、豊西	笠井、豊西
	飯田地区	東部	飯田	飯田
芳川地区(石原町、金折町、西伝寺町、芳川町、本郷町、安松町)	南陽、東陽	芳川、芳川北	芳川	
浜名区	北浜地区(寺島、善地)	北浜、北浜東部	北浜、北浜南、北浜東	北浜南、北浜東、北浜中央

(4) 芳川

※(町名)がある場合は、地区全体ではなく、町単位にのみ避難情報が発令される。

区	発令地区	中学校	小学校	幼稚園
中央区	江東地区	東部、丸塚、八幡	相生、佐藤、東	
	駅南地区(北寺島町)	南部	竜禅寺	
	曳馬地区(茄子町、細島町)	八幡	船越	
	アクト地区(船越町、中央二丁目、中央三丁目)	八幡	船越、東	
	長上地区(天王町、中田町、原島町)	与進	与進、与進北	与進
	和田地区(和田町)	天竜	和田	和田
	蒲地区	丸塚	蒲	
	飯田地区(青屋町、三和町、渡瀬町)	東部	飯田	飯田
	五島地区(西島町)	江南	南の星	南の星
	芳川地区	南陽、東陽	芳川、芳川北	芳川
	白脇地区	南部、江南、東部	白脇、竜禅寺、砂丘、相生	白脇

(5) 都田川

※(町字名)がある場合は、地区全体ではなく、町字単位にのみ避難情報が発令される。

区	発令地区	中学校	小学校	幼稚園
浜名区	都田地区	都田	都田、都田南	
	細江地区	細江	中川、気賀、西気賀、伊目	中央、中川、高台、西気賀、伊目
	引佐地区	11、13、14、16区 引佐南部	※自治会単位 金指	金指

(6) 井伊谷川

※(町字名)がある場合は、地区全体ではなく、町字単位にのみ避難情報が発令される。

区	発令地区	中学校	小学校	幼稚園
浜名区	引佐地区	3、4、5、6、7、13、14区、花平、伊平区 引佐南部	※自治会単位 金指、井伊谷	金指、引佐、伊平、奥山
	細江地区	細江町(8区、小野、下村、清水、呉石、上町、跡川、刑部、祝田、広岡、石岡) ※自治会単位		
		細江	中川、気賀、西気賀	中央、中川、高台、西気賀

(7) 釣橋川

※(町字名)がある場合は、地区全体ではなく、町字単位にのみ避難情報が発令される。

区	発令地区	中学校	小学校	幼稚園
浜名区	三ヶ日地区	三ヶ日町(上神、下神、西町、西天、摩訶耶、岡本、東天、宇志、御藪、只木、鶴代) ※自治会単位		
		三ヶ日	三ヶ日西、三ヶ日東、平山、尾奈	大崎、平山、尾奈

(8) 阿多古川

区	発令地区	中学校	小学校	幼稚園
天竜区	熊地区	清竜	熊	熊
	下阿多古地区	清竜	下阿多古	下阿多古
	上阿多古地区	東藤平、西藤平大沢、西藤平白野、西藤平上落合、西藤平下落合		
		清竜	上阿多古	上阿多古

(9) 二俣川

区	発令地区	中学校	小学校	幼稚園
天竜区	光明地区	光が丘	光明	光明
	二俣地区	清竜	二俣	二俣

(10) 気田川

区	発令地区	中学校	小学校	幼稚園
天竜区	天竜	竜川地区(小川松間、小川中島)		
		光が丘	横山	竜川
	春野町(気田、犬居)	春野		
		春野	気田、犬居	気田、犬居
	水窪町(山住門桁)	水窪		
水窪		水窪		

(11) 水窪川

区	発令地区	中学校	小学校	幼稚園
天竜区	佐久間町(山香、城西)			
		佐久間	佐久間	佐久間
	水窪町(奥領家、地頭方)	水窪		
水窪		水窪		

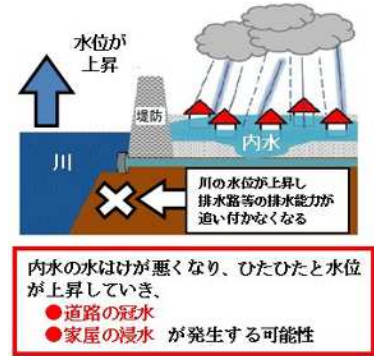
— 避難情報編 (I) —

河川の氾濫【B】内水氾濫系

内水氾濫とは？

下水道や排水路などから水が溢れる浸水。

大雨等により、主要な河川や排水路に短時間で一気に雨水が流入することで、排水路や下水管の雨水処理能力が低下し、家屋の浸水や道路の冠水、交通機能の障害などが起こるおそれがある。



高塚川 西から東へ、篠原地区、可美地区、新津地区、江西地区を通り馬込川へ合流している。高塚川に流れ込む排水路「浅田8号排水路（江西）」に内水氾濫の危険がある。

堀留川 東から西へ、可美地区、入野地区を通り新川へ合流している。堀留川に流れ排水路「堀留運河（南伊場、東伊場）」「鴨江排水路（西伊場、鴨江）」「蜷塚排水路（佐鳴台）」に内水氾濫の危険がある。

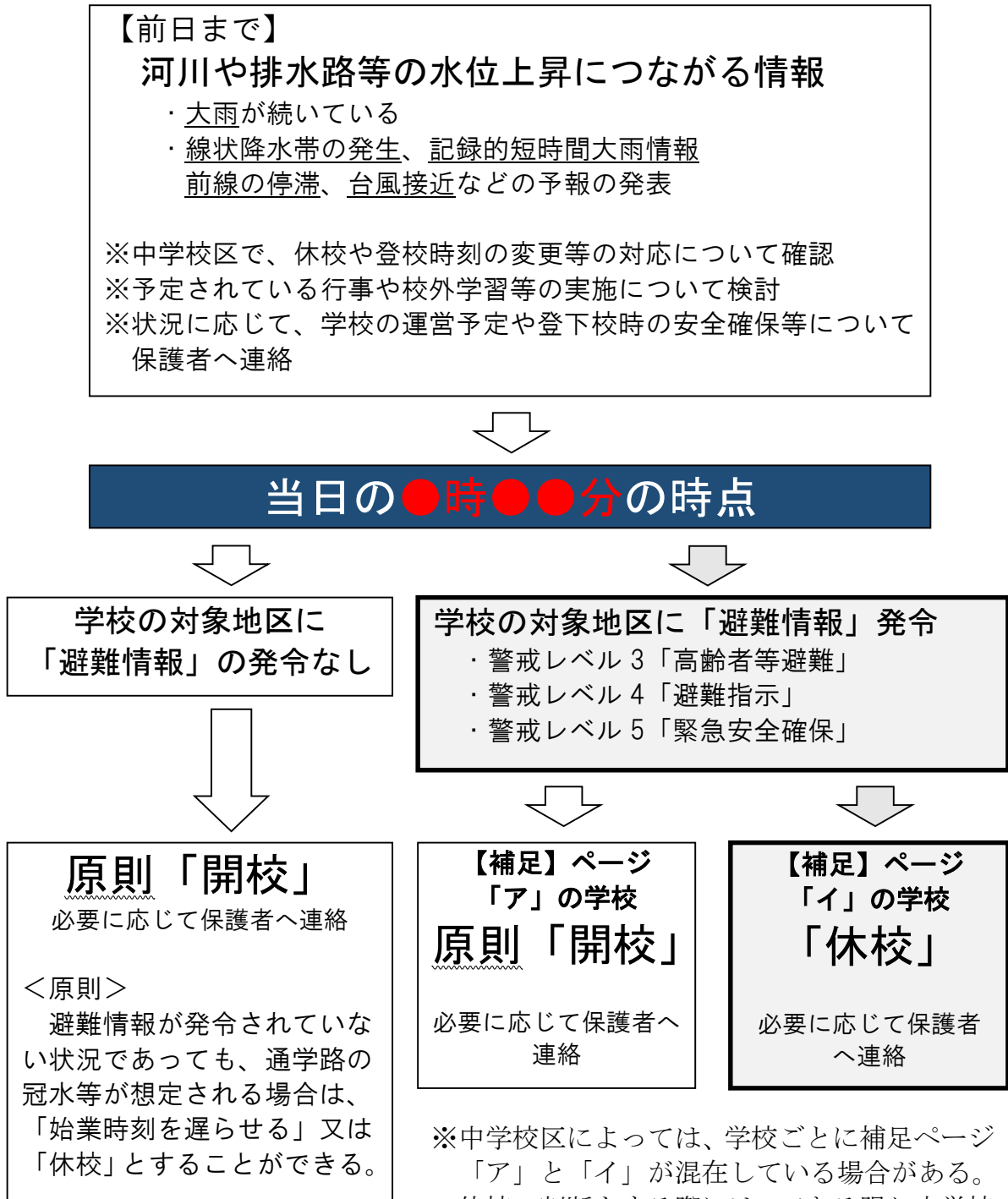
内水氾濫の危険により避難情報が発令される地区・町字名

河川名	区	発令地区	「避難情報」の発令単位
高塚川	中央区	江西	江西地区
		篠原	篠原町
		白脇	白羽町
		新津	新橋町、小沢渡町、田尻町、法枝町
		可美	可美地区
堀留川	中央区	西	西伊場町、鴨江二丁目、鴨江三丁目、南伊場町
		県居	東伊場一丁目、東伊場二丁目
		佐鳴台	佐鳴台一丁目
		江西	森田町
		入野	入野町
		可美	可美地区

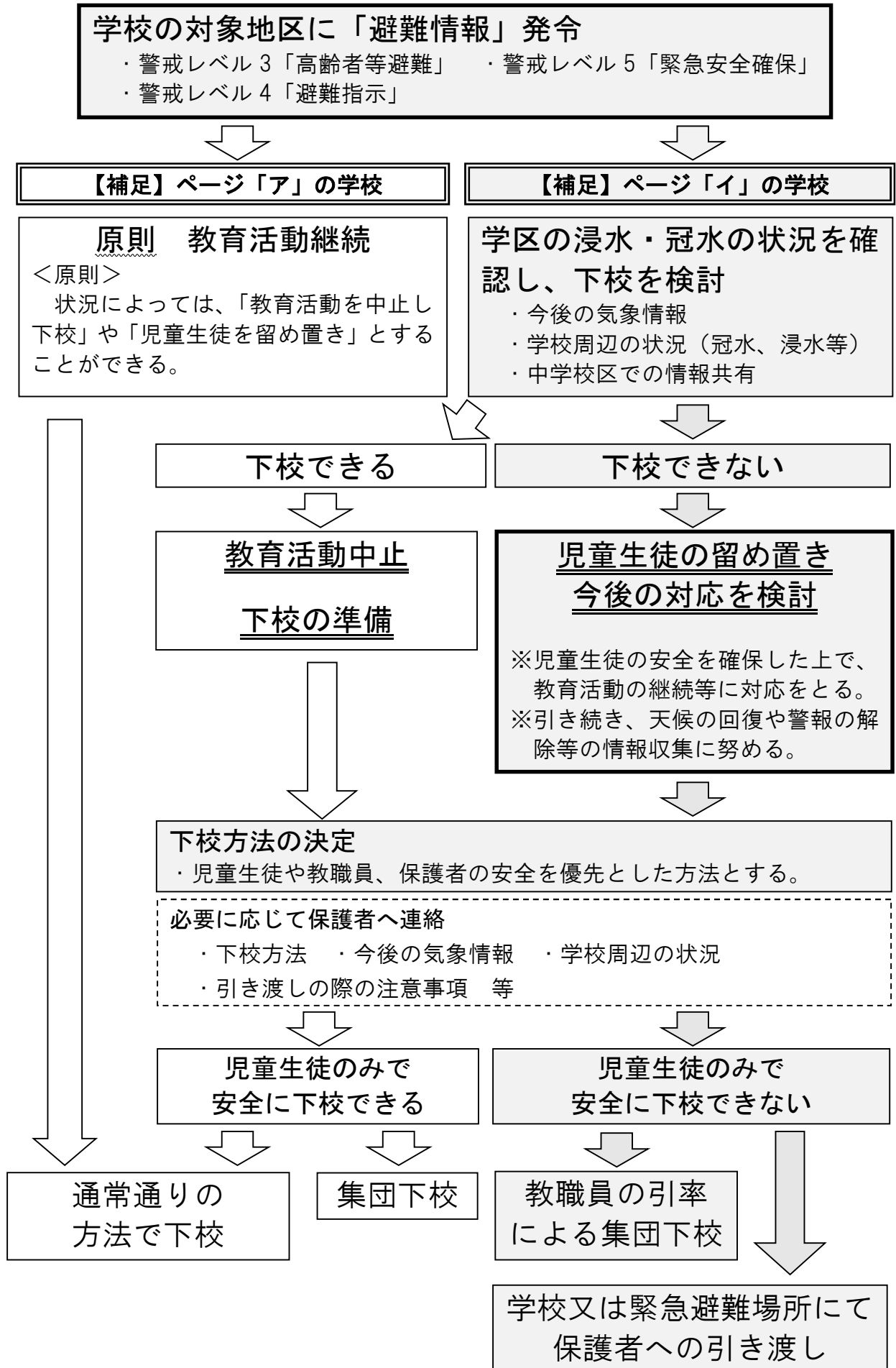
■避難情報発令に伴う学校の対処（Ⅰ）河川の氾濫

【B】内水氾濫系 ※浸水想定区域の広さや学校への影響、地域の実態を考慮し、学校によって「原則開校」又は「休校」等の基準を設定している。※【補足】ページ参照

(1)登校前



(2) 在校中



【補足】

1 対象校

※避難情報は、(町名)がある場合は地区全体ではなく町単位にのみ発令される。

※対象校は、浜松市「防災マップ」をとおして自校の敷地内や学区の浸水想定域や浸水深を確認する。

※学校ごとに対処が異なるのは、学校の実態や立地、浸水想定区域等を考慮し、学校と教育委員会で調整・決定したため。(平成28年度)

(1) 高塚川

ア 避難情報の発令に対し、「原則 開校」とする学校

区	発令地区	中学校	小学校	幼稚園
中央区	篠原地区(篠原町)	篠原	篠原	
	白脇地区(白羽町)	南部	白脇	白脇

イ 避難情報の発令に対し、「休校」とする学校

区	発令地区	中学校	小学校	幼稚園
中央区	江西地区	江西	浅間 双葉	
	白脇地区(白羽町)	江南	砂丘	
	新津地区(新橋町、田尻町、法枝町、小沢渡町)	新津 江南	新津 砂丘	
	可美地区	可美	可美	可美

(2) 堀留川

ア 避難情報の発令に対し、「原則 開校」とする学校

区	発令地区	中学校	小学校	幼稚園
中央区	西地区(鴨江三丁目)	西部	西	
	西地区(鴨江二丁目、西伊場町、南伊場町)	西部	鴨江	
	県居地区(東伊場一丁目、東伊場二丁目)	西部	県居	
	江西地区(森田町)	江西	浅間	
	佐鳴台地区(佐鳴台一丁目)	佐鳴台	佐鳴台	
	入野地区(入野町)	入野	入野 西都台	

イ 避難情報の発令に対し、「休校」とする学校

区	発令地区	中学校	小学校	幼稚園
中央区	可美地区	可美	可美	可美

対処基準

(6) 避難情報編(Ⅱ)

土砂災害

避難情報及び土砂災害に関する情報

■ 浜松市防災ホットメール

土砂災害警戒情報の発表、避難情報、緊急避難場所の開設状況 等

■ 浜松市の避難情報に係る緊急速報メール

携帯電話・スマートフォン等

避難情報、緊急避難場所の開設状況等

■ 浜松市防災マップ



土砂災害警戒区域の範囲、通行止めとなっている道路等の確認

■ 静岡地方気象台 防災気象情報ポータル

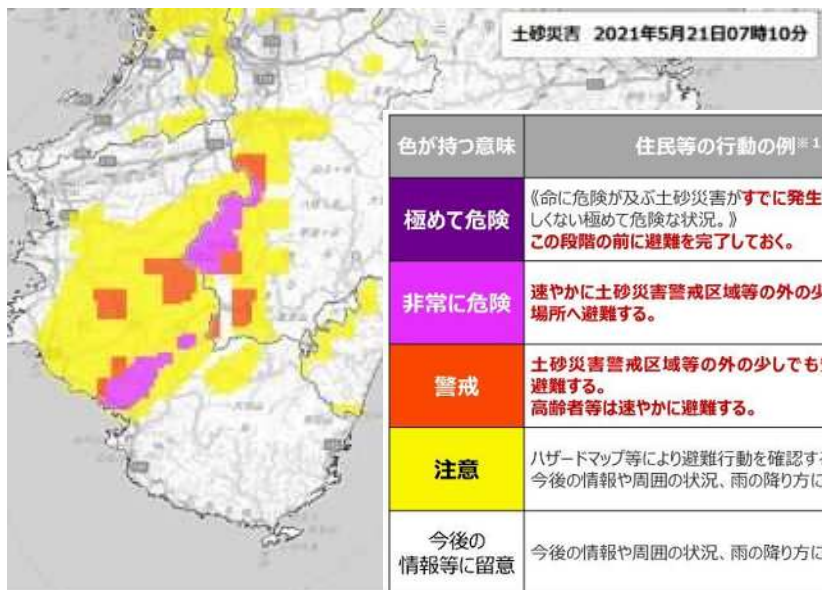


大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表 等

■ 気象庁「キキクル（土砂災害）」



土砂災害警戒判定メッシュ情報の確認



<気象庁「キキクル」の表示例>

■避難情報発令に伴う学校の対処（Ⅱ）土砂災害

(1) 登校前

【前日まで】

土砂災害の発生につながる情報

- ・大雨が続いている
- ・大雨警報、土砂災害警戒情報の発表
- ・線状降水帯の発生、前線の停滞、台風の接近などの発表

※中学校区で、休校や登校時刻の変更等の対応について確認

※状況に応じて、学校の運営予定や登下校時の安全確保等について保護者へ連絡

※市内全域に大きな影響があると見込まれた場合、教育委員会が全校もしくは一部地域の学校へ休校の措置を講じることがある。



当日の●時●●分の時点



学校の対象地区に「避難情報」発令

- ・警戒レベル3「高齢者等避難」
- ・警戒レベル4「避難指示」
- ・警戒レベル5「緊急安全確保」



学区に

土砂災害警戒区域を含む
※【補足】ページ「ア」の学校

原則「開校」

必要に応じて保護者へ連絡

<原則>

- ・「土砂災害警戒情報」の発表
- ・気象庁HP等のメッシュ情報

※気象庁「キキクル（土砂災害）」

これらの情報から土砂災害発生の危険度を確認し、状況によっては、「始業時刻を遅らせる」又は「休校」とすることができる。



敷地内に

土砂災害警戒区域がある
※【補足】ページ「イ」の学校

「休校」

必要に応じて保護者へ連絡

※中学校区によっては、学校ごとに補足ページ「ア」と「イ」が混在している場合がある。休校の判断をする際には、できる限り中学校区で対応を統一できるよう検討する。

※開校とした場合、通学路に土砂災害警戒区域が含まれるなど安全に登校することができない児童生徒については、必要に応じて個別に対応する。

(2) 在校中



【補足】

1 対象校

ア 避難情報の発令に対し、「原則 開校」とする学校

(学区のいずれかに土砂災害警戒区域を含むが、学校敷地内には含まないため)

※対象校は、浜松市「防災マップ」をとおして、自校の敷地内や学区の土砂災害警戒区域を確認する。

区	発令地区名	中学校	小学校	幼稚園
中央区	西、県居	西部	県居、西	
	城北、萩丘	北部	追分、城北	
	城北	蜷塚	広沢	
	萩丘	開成		花川
			萩丘、泉	
	富塚		富塚	
	佐鳴台	佐鳴台	佐鳴台	
	積志	積志	積志、有玉	橋爪、有玉、万斛
	神久呂	神久呂	神久呂	神久呂
	入野		入野、大平台	
	伊佐見、和地	湖東	伊佐見	伊佐見、和地
庄内	庄内	庄内	北庄内、村櫛	
雄踏	雄踏	雄踏	雄踏	
浜名区	都田、新都田	都田	都田、都田南	
	細江	細江	西気賀	中央、高台、中川、伊目、西気賀
	引佐		金指、井伊谷	金指、引佐、引佐北部みさと
	三ヶ日	三ヶ日	三ヶ日東	大崎、平山、尾奈
	浜名	浜名	浜名、内野	小松、平口、内野
	亀玉	亀玉	亀玉、新原	宮口、新原
	赤佐	浜北北部	中瀬、赤佐	中瀬、上島、赤佐、赤佐西
天竜区	天竜	二俣、光明、竜川、熊、阿多古		
		清竜	下阿多古	下阿多古、竜川
	春野	犬居、熊切、杉・川上、気田		
				気田
	佐久間	佐久間、山香、城西、浦川		
		浦川		
龍山			光明、竜川	

イ 避難情報の発令に対し、「休校」とする学校

(学校敷地内に土砂災害警戒区域を含んでいるため)

※対象校は、浜松市「防災マップ」をとおして、自校の敷地内や学区の土砂災害警戒区域を確認する。

区	発令地区名	中学校	小学校	幼稚園
中央区	中央、北	中部	中部	
	西		鴨江	
	富塚	富塚		
	菘丘	高台		
			花川	
	入野	入野	西都台	
	和地		和地	
庄内		村櫛		
浜名区	細江		気賀、伊目	
	引佐	引佐北部	引佐北部	
		引佐南部	奥山	伊平、奥山
	三ヶ日		三ヶ日西、尾奈、平山	
天竜区	天竜(二俣)		二俣	二俣
	天竜(光明)	光が丘	光明	光明
	天竜(阿多古)		上阿多古	上阿多古
	天竜(熊)		熊	熊
	天竜(竜川)		横山	
	春野(犬居)	春野	犬居	犬居
	春野(気田)		気田	気田
	水窪(水窪、門桁)	水窪	水窪	
	佐久間(佐久間、山香、城西)	佐久間	佐久間	佐久間
	佐久間(浦川)			浦川

対処基準 (7) 停電編

停電に関する情報

■ 中部電力「停電中の地域・復旧中の地域に関する情報」



停電情報

台風などの災害時に県・市町村別の停電に関する情報を掲載します。

中部電力からのお知らせ

ただいま、広域にわたる停電は発生していません。



地域選択（県）

停電情報を確認する県を選択して下さい。

愛知県

三重県

岐阜県

静岡県

長野県



停電に関するお問い合わせ

Tel : 0120-985-232
受付時間：年中無休

市町村別停電戸数の記録（毎正時断面）

停電中の地域

現在、広域にわたる停電は発生していません。

[>ご利用にあたって（免費要項）](#)

復旧済の地域

過去7日間の停電復旧情報を掲載しております。

停電となりましたお客さまには大変ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

発生日時	復旧日時	復旧地域	復旧戸数	理由
9月30日 18時20分	10月4日 14時45分	浜松市西区 大久保町、大人見町、古人員町、佐浜町、鎌倉町山崎の一部	2600戸	風雨・水害の影響

■暴風や事故等による停電発生に伴う学校の対処

(1) 登校前

当日の●時●●分の時点



学校または地域に停電が発生

※大規模地震が発生している場合は「(1)地震災害編」に基づいて対応する。
 ※市内全域に大きな影響があると見込まれた場合、教育委員会が全校もしくは一部地域の学校へ休校の措置を講じることがある。



原則「休校」

必要に応じて、「さくら連絡網」等を利用して保護者へ連絡

<原則>

「学校施設に停電がない」「通学路の安全が確保されている」等の場合は、「登校時刻を遅らせる」又は「通常どおり開校」とすることができる。

【補足】

① 「開校」とする場合の配慮

- ・停電している状況では、給食の実施ができない、家庭で弁当を用意することができないことが想定される。
- ・状況に応じて短縮授業とするなど、家庭の状況に配慮した対処とする。

② 「休校」とする場合の配慮

- ・情報が届かず登校してしまう児童生徒がいることが想定される。信号機が点灯していないなど通学路が危険な状況となっていることも想定されるため、登校してしまった児童生徒は学校に一旦留め置き、保護者へ確実に引き渡しをする。

③ 教育委員会への連絡手段

- ・管理職の携帯電話 ・「さくら連絡網」アンケートへの返信
- ・防災行政無線(天竜区以外) ・衛星携帯電話(天竜区) ・停電対応用電話機
- ・災害時優先電話(架電のみ可能) ・特設公衆電話機(架電のみ可能)

④ 教職員、保護者、地域等への連絡手段

- ・メール送信(停電時でも使用可能なパソコンや教職員の個人携帯等)
- ・声掛け(正門や通学路上等)
- ・張り紙や旗の掲揚(正門や校舎、通学路上にある自治会の看板等)
- ・学区の巡回(家庭訪問、拡声器の活用等)

(2) 在校中

学校または地域に停電が発生

※大規模地震が発生している場合は「(1)地震災害編」に基づいて対応する。



原則「教育活動中止」

学校周辺や地域の停電状況を確認し、下校を検討

<原則>

状況によっては、教育活動を継続しながら、情報を収集する。

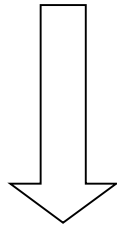


下校できる



教育活動中止

下校の準備



下校できない



児童生徒の留め置き
今後の対応を検討

※児童生徒の安全を確保した上で、
教育活動の継続等の対応をとる。
※引き続き、学校周辺や地域の状況
等の情報収集に努める。



下校方法の決定

・児童生徒や教職員、保護者の安全を優先とした方法とする。

必要に応じて保護者へ連絡

・下校方法 ・学校周辺の状況 ・引き渡しの際の注意事項 等



児童生徒のみで
安全に下校できる



通常通りの
方法で下校



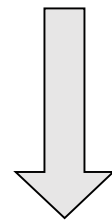
集団下校



児童生徒のみで
安全に下校できない



教職員の引率
による集団下校



学校又は緊急避難場所にて
保護者への引き渡し

対処基準

(8) 暑さ指数 (WBGT) 編

熱中症事故防止については、暑さ指数に応じた運動指針や事故防止の重点項目を示した本基準と合わせて、「事故発生後の対応」を示した「危機管理マニュアル（生活安全編）2021 改訂版」を参考とする。

暑さ指数 (WBGT) に関する情報

■ 浜松市防災ホットメール

- ・「熱中症警戒アラート」の発表や、熱中症予防行動等に関する情報提供

■ 気象庁「2週間気温情報」



- ・8日先から12日先まで5日間平均した日平均気温を発表

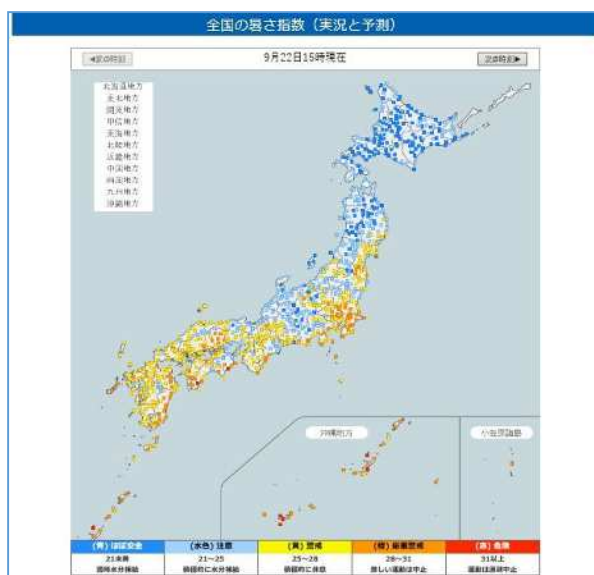
■ 気象庁「早期天候情報」



- ・6日後から14日後までを対象として、5日間平均気温が「かなり高い」となる確率が30%以上となる場合に発表

■ 環境省「熱中症予防情報サイト」

- ・暑さ指数 (WBGT) について
- ・熱中症対策の基礎知
- ・熱中症対策の紹介
- ・普及啓発資料のダウンロード
- ・全国の暑さ指数 (実況と予測)
- ・配信サービス 等



■ 熱中症指数計の活用

- ・活動場所における暑さ指数 (WBGT) の測定
- ・「当日の暑さ指数」や「運動指針」等の校内掲示
- ・屋外での活動、体育的活動、部活動等の実施判断に活用



学校における「暑さ指数(WBGT)」に応じた対処

活動場所の暑さ指数(WBGT)	運動指針	運動する際の配慮事項
3 1℃ 以上	運動は原則中止	<p>熱中症の危険性が非常に高まっている</p> <p>※運動を実施する場合は、以下の条件を確認し、各学校で適切に判断すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>激しい運動や体温が上昇しやすい運動を避ける</u> ・ <u>なるべく涼しい時間帯に運動する</u> ・ <u>日陰や涼しい場所での活動を設定する</u> ・ <u>頻繁(10～15分おき程度)に休息をとり、水分・塩分を補給する</u> ・ <u>運動時間の短縮、運動の軽減を図り、児童生徒の体調や熱中症の兆候に十分注意する</u>
2 8℃ 以上	厳重に警戒しながら運動可	<p>熱中症の危険性が高まっている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 激しい運動や体温が上昇しやすい運動を避ける ・ なるべく涼しい時間帯に運動する ・ 日陰や涼しい場所での活動を設定する ・ 頻繁(15～20分おき程度)に休息をとり、水分・塩分を補給する ・ 暑熱順化できていない、体力が低い等の児童生徒に対し、必要に応じて運動時間の短縮や運動の軽減を図り、体調や熱中症の兆候に注意する
2 5℃ 以上	警戒しながら運動可	<p>熱中症の危険性が増している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的(激しい運動では30分おき程度)に休息をとり、水分・塩分を補給する ・ 暑熱順化できていない児童生徒の体調に注意する
2 1℃ 以上	注意しながら運動可	<p>熱中症の兆候に注意する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する ・ 暑熱順化できていない児童生徒の体調に注意する
2 1℃ 未満	必要に応じて配慮しながら運動可	<p>熱中症の危険は小さい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適宜水分・塩分の補給をする ・ 1週間程度の段階的な指導により暑熱順化を図る

<日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」参考>

【補足】

- ・ 具体的な指導内容は、別紙「浜松市熱中症事故防止重点項目」を活用する
- ・ 暑さ指数(WBGT)が高くない4月～6月であっても、児童生徒が暑熱順化できていないことに配慮し、急に気温が上昇した日などには、熱中症が発生しやすいことに注意する
- ・ 校外学習等の運動以外の活動においても、必要に応じて本対処を活用する

幼稚園における「暑さ指数(WBGT)」に応じた対処

活動場所の暑さ指数(WBGT)	運動指針	運動する際の配慮事項
31℃以上	運動中止	熱中症の危険性が非常に高まっている <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>運動は中止する</u>
28℃以上	嚴重に警戒しながら運動可 <ul style="list-style-type: none"> ・激しい運動中止 ・体力のない園児、暑さになれていない園児は運動中止 	熱中症の危険性が高まっている <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>激しい運動や体温が上昇しやすい運動は中止する</u> ・<u>体力のない園児、暑さになれていない園児は運動を中止する</u> ・なるべく涼しい時間帯に運動する ・日陰や涼しい場所での活動を設定する ・頻繁(15～20分おき程度)に休息をとり、水分・塩分を補給する
25℃以上	警戒しながら運動可 <ul style="list-style-type: none"> ・積極的に休息 	熱中症の危険性が増している <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的(激しい運動では30分おき程度)に休息をとり、水分・塩分を補給する ・体力が低い園児、暑熱順化できていない園児等に対し、必要に応じて運動時間の短縮や運動の軽減を図り、体調や熱中症の兆候に注意する
21℃以上	注意しながら運動可 <ul style="list-style-type: none"> ・積極的に水分補給 	熱中症の兆候に注意する <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・運動前・運動中の健康観察を通して熱中症の兆候に注意する ・運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する ・暑熱順化できていない園児の体調に注意する
21℃未満	必要に応じて配慮しながら運動可 <ul style="list-style-type: none"> ・適宜水分補給 	熱中症の危険は小さい <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・適宜水分・塩分の補給をする ・1週間程度の段階的な指導により暑熱順化を図る

【補足】

<日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」参考>

- ・具体的な指導内容は、別紙「浜松市熱中症事故防止重点項目」を活用する
- ・暑さ指数(WBGT)が高くない4月～6月であっても、園児が暑熱順化できていないことに配慮し、急に気温が上昇した日などには、熱中症が発生しやすいことに注意する
- ・散歩や園外活動等の運動以外の活動においても、必要に応じて本対処を活用する

【補足】

1 熱中症事故防止に係る対策

(1) 教職員の危機意識の醸成

ア 「浜松市熱中症事故防止重点項目」

- ・ねらい 教職員の危機意識を高め、事故防止について共通理解を図る
- ・活用時期 熱中症が予想される時期に入る頃
(4月頃～6月頃)
- ・活用場面 職員会議や担当職員の打ち合わせ等

イ 「熱中症事故防止確認シート」

- ・ねらい 活動前に、配慮事項を項目ごとにチェックして確認する
- ・活用時期 児童生徒が暑熱順化できていない時期
梅雨明け後や、急な気温上昇などがある時期
(6月頃～9月頃)
- ・活用場面 運動や部活動、校外学習等

(2) 普及啓発資料を活用した安全指導

「日本スポーツ振興センター」教材カード

- ・格納先：ミライム共通キャビネット→13 健康安全課（共通）→
130303 災害安全→130303-2 「熱中症防止」資料

(3) 学校で実施する対策例

学校施設等ハード面での対策例	児童生徒・保護者との調整による対策例
暑さ指数(WBGT)の定期的な計測	水筒の持参の許可
暑さ指数(WBGT)に応じた運動実施の判断	熱中症の症状や予防方法についての指導
経口補水液や保冷剤等の備蓄	食事や睡眠等の体調管理についての指導
運動中止や制限を示す掲示等の工夫	手紙やメール配信による保護者への呼び掛け
校内放送による啓発	スポーツドリンク持参の許可
活動中の給水タイムの設定	ネッククーラー等着用の許可
ミストシャワーの設置	登下校時の水分補給についての指導
テントやタープ、扇風機の設置	帽子を着用した登下校の許可
年間計画や日課、時間割等の変更	暑さに応じたマスクの着脱の指導

■浜松市熱中症事故防止重点項目

学校管理下における熱中症事故を未然に防ぐために

職員会議や担当職員の打合せで配慮事項を確認し、教職員の共通理解を図ります。

※別紙「熱中症事故防止確認シート」の活用

授業や部活動の前に、配慮事項を項目ごとにチェックして確認します。



区分	配慮事項
①指導計画	・急な運動等による過度な負荷がかからないよう、子供の能力や体力に配慮した段階的な指導計画（練習計画）を作成する
	・暑くなり始めた時期には、体を暑さに慣らすための指導計画（1週間程度）を作成する（特に、暑さに慣れていない、体力が低い等の子供に配慮する）
	・暑くなることが予想される場合、なるべく涼しい時間帯の設定や運動時間の短縮、運動の軽減等に配慮する
安全指導・安全管理 ②事前指導による	・健康観察（朝食の摂取、睡眠不足等を含む）をとおして、子供の健康状態を把握し、体調が優れない子供の活動内容に配慮する
	・暑いときには、軽装（着帽）で活動に取り組むよう指示をする
	・活動前の水分補給を指示し、可能な限り見届ける
	・活動中に体調が悪化した子供がいた場合は、無理をせずに指導者に申し出て、自ら運動を辞退するよう指示をする
安全指導・安全管理 ③活動中の	・子供の体調悪化を見落とさないよう、観察体制を整える
	・子供が自ら水分補給できる環境を整える
	・体調が悪くなった子供が運動を辞退しやすい雰囲気をつくる
	・屋外では日陰や涼しい場所、屋内では冷房の効いた部屋や風通しのよい場所を使用するなど、活動や休息がしやすい環境を整える

万が一、熱中症事故が発生した場合

④事故発生時の対応	・涼しい部屋で水分・塩分を補給させ、体温を下げる等、迅速に対応する
	・熱中症事故が発生した原因や状況を確認して記録する
	・校内（管理職、養護教諭、学年主任等）、保護者、医療機関（救急隊）等に対し、迅速かつ確実に事実を報告・説明する

熱中症事故防止確認シート



※ 熱中症が予想される中での活動時に活用。(暑さ指数(WBGT)が高い、急な気温上昇、雨上がりで湿度が高い等)

日時	年	月	日	曜日		
学校名・学年	活動場所					
主な内容						
熱中症指数計による 活動場所での計測	暑さ指数 WBGT値	℃	周囲温度 (気温)	℃	湿度	%



<熱中症予防のための運動指針>

暑さ指数	21℃未満	21℃以上～25℃未満	25℃以上～28℃未満	28℃以上～31℃未満	31℃以上
運動指針	ほぼ安全	注意	警戒	嚴重警戒	危険
	適宜水分補給	積極的に水分補給	積極的に休息	原則激しい運動中止	原則運動中止

区分	☑チェック	確認事項	配慮事項
① 指導計画		活動計画	・児童生徒の発達段階に配慮し、 <u>急な運動等により過度な負担がかからない計画を立てる</u> (無理なペースの長距離走を避けるなど)
		個への配慮	・特に、暑さに慣れていない、体力が低い、肥満傾向等にある児童生徒については、個々の体調や活動内容に配慮する
		活動時間	・暑さに応じて、時間を短縮する、暑くなる時間帯を避ける等の配慮をする
		活動の負荷	・ <u>運動の強度や活動量の軽減等</u> 、児童生徒に合った内容に配慮する

区分	☑チェック	確認事項	配慮事項
② 事前指導		健康観察	・活動前の体調(朝食の摂取、睡眠不足等を含む)を把握し、体調が優れない児童生徒がいる場合は、個々の活動内容に配慮する
		服装	・ <u>軽装</u> で活動するよう指示する(必要に応じて着帽させる)
		水分補給	・活動前に、給水を指示する(可能な限り見届けをする) ・暑さに応じて、自ら適宜給水してよいことや給水場所等を伝える
		無理をさせない (信頼関係の構築)	・体調悪化の際は、無理をせずに指導者に申し出ることができるよう、日頃から児童生徒との信頼関係を築くとともに、体調に配慮した声掛けをする

区分	☑チェック	確認事項	配慮事項
③ 活動中		観察体制	・ <u>体調悪化を見落とさない</u> よう、全体を見渡した観察を心掛ける(特に、目が行き届きにくい校外走や集団活動など)
		水分補給	・暑さに応じて、定期的に給水時間を設定する(可能な限り見届けをする) ・活動中でも自ら適宜給水してよいことや給水場所等を伝える
		休憩時間	・暑さや児童生徒の様子に応じて、「熱中症予防のための運動指針」に基づいた <u>休憩時間を設定</u> する
		暑さをしのぐ環境	・屋外…日陰を効果的に活用する ・屋内…冷房の効いた部屋や風通しのよい場所を使用する

万が一、熱中症事故が発生したら・・・

区分	☑チェック	確認事項	配慮事項
④ 事故発生時		初期対応 (救急措置)	・涼しい部屋で、水分・塩分を補給させ、子供の体温を下げる 経口補水液、アイスパック、涼しい部屋、体への散水・水に浸ける 等 ・処置をしても症状が改善されなければ、救急要請をする
		状況把握	・熱中症事故が発生した原因や状況を確認して記録する 活動内容、本人の様子、周りの証言、当時の暑さ指数(WBGT)等
		報告・連絡・相談	・ <u>迅速かつ確実に事実を報告・説明</u> する 校内(管理職、養護教諭、学年主任等)、保護者、医療機関(救急隊)等